



令和3年10月20日
自動車交通部

新潟県A地区のタクシー運賃 「改定必要」と判断

北陸信越運輸局は本日、令和2年10月6日に新潟県A地区のタクシー事業者1社より運賃改定の要請があったことをはじめとして、令和3年1月5日までに同地区の法人タクシー事業者が保有する車両数のうち7割を超える事業者から運賃改定の要請があったことから、その要否について検討を行った結果、運賃改定が必要と判断しました。

今後、所要の審査、手続きを経て新運賃の認可を行う予定です。

1. これまでの経緯

- 令和2年10月6日 新潟県A地区のタクシー事業者1社（第一タクシー株式会社）から運賃改定要請書が提出される。
- 令和3年1月5日 運賃改定要請書受付期間（3ヶ月）終了。
改定要請を行った事業者の車両数が新潟県A地区全体の車両数の7割を超えたことから、運賃改定手続に入る。
- 令和3年3月31日 国土交通本省から、審査に用いる実績年度（令和元年度）の輸送実績からコロナ禍の影響を受けている期間（令和2年1月～3月）を外し、平成31年1月～3月の輸送実績を用いる旨の連絡。
- 令和3年4月1日 新潟県A地区の全事業者に対し、平成31年1月～令和元年12月の輸送実績報告並びに事業報告を指示。
- 令和3年9月下旬 全事業者の輸送実績報告と事業報告の提出が整う。
- 令和3年10月20日 運賃改定が必要と判断する。

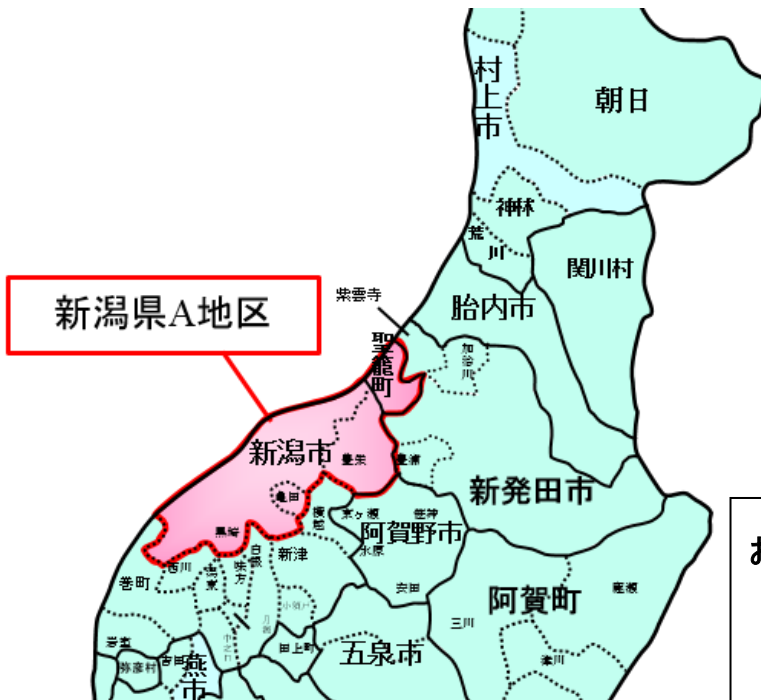
2. 運賃改定要請事業者の状況

- (1) 要請事業者数 15者（新潟県A地区法人事業者数22者）
- (2) 要請事業者車両数 706両
（新潟県A地区法人車両数 996両（※令和2年10月6日現在））
- (3) 要請率 70.88%

3. 運賃改定要請の概要

		改定要請運賃（最大～最小）		現行運賃（上限～下限）	
初乗運賃	特定大型車	1km～1.1 kmまで 820 円～800 円	特定大型車	1.3km まで 800 円～760 円	
	大型車	1km～1.1 kmまで 750 円～740 円	大型車	1.3km まで 740 円～700 円	
	普通車	1km～1.1 kmまで 620 円～600 円	中型車	1.3km まで 640 円～610 円	
			小型車	1.3km まで 630 円～600 円	
加算運賃	特定大型車	166m～207m まで毎に 90 円	特定大型車	207m～218m まで毎に 90 円	
	大型車	179m～190m まで毎に 90 円	大型車	212m～224m まで毎に 90 円	
	普通車	213m～268m まで毎に 80 円	中型車	250m～262m まで毎に 80 円	
			小型車	273m～287m まで毎に 80 円	

注) 車種区分のうち、「中型車」と「小型車」を「普通車」に統一化



新潟県A地区とは・・・

新潟市のうち、平成17年3月21日合併前の新潟市及び、平成17年3月21日に新潟市に編入された旧豊栄市と旧中蒲原郡亀田町並びに北蒲原郡聖籠町

お問合せ

自動車交通部 旅客課

竹村、桑原、山田

TEL 025-285-9154 FAX 025-285-9174